

四日市市選管告示第7号

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月3日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

四日市市公職選挙執行規程の一部を改正する規程

四日市市公職選挙執行規程（平成22年四日市市選管告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第6章まで（略）	第1章から第6章まで（略）
第7章 選挙費用の <u>公費負担</u>	第7章 選挙費用の <u>公営</u>
第1節 自動車の使用の <u>公費負担</u> （第22条－第26条）	第1節 自動車の使用及びポスター作成の <u>公営</u> （第22条－第26条）
第2節 ビラの作成の <u>公費負担</u> （第27条－第31条）	第2節 ビラの作成の <u>公営</u> （第27条－第31条）
第3節 <u>ポスターの作成の公費負担</u> （第32条－第36条）	第3節 <u>ポスター掲示場の</u> （第32条－第36条）
第4節 <u>ポスター掲示場</u> （第37条－第41条）	第4節 <u>選挙公報</u> （第37条－第48条）
第5節 <u>選挙公報</u> （第42条－第53条）	第8章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第49条－第57条）
第8章 選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附（第54条－第57条）	第9章 政党その他の政治団体等の選
第9章 政党その他の政治団体等の選	

挙における政治活動（第58条
—第66条）

第10章 補則（第67条）

附則

第7章 選挙費用の公費負担

第1節 自動車の使用の公費負担

（自動車の使用の契約締結の届出）

第22条 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年四日市市条例第35号。以下この節から第3節までにおいて「条例」という。）第3条の規定による届出は、当該契約を締結した後直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、第18号様式に準じて作成した文書に当該契約に関する書面の写しを添えて行わなければならない。

（自動車燃料代の確認申請等）

第23条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下この節において同じ。）は、条例第4条第2号イの規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 （略）

挙における政治活動（第53条
—第61条）

第10章 補則（第62条）

附則

第7章 選挙費用の公営

第1節 自動車の使用及びポスター作成の公営

（自動車の使用及びポスター作成の契約締結の届出）

第22条 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年四日市市条例第35号。以下この節において「条例」という。）第3条又は第8条の規定による届出は、当該契約を締結した後直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、第18号様式に準じて作成した文書に当該契約に関する書面の写しを添えて行わなければならない。

（自動車燃料代及びポスター作成枚数の確認申請等）

第23条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下この節において同じ。）は、条例第4条第2号イ又は第9条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 （略）

(燃料供給業者への確認書の提出)

第24条 候補者は、条例第4条第2号イの規定による確認を受けた場合には、直ちに、前条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)に提出しなければならない。

(一般乗用旅客自動車運送事業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第25条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書(第3項及び次条第1項において「証明書」という。)を、使用の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者(次条第1項において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に提出しなければならない。

2 (略)

3 第1項の証明書は、第21号様式に準じて作成しなければならない。

(燃料供給業者及びポスター作成業者への確認書の提出)

第24条 候補者は、条例第4条第2号イ又は第9条の規定による確認を受けた場合には、直ちに、前条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者(以下「燃料供給業者」という。)又は条例第8条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第25条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(第3項及び次条第1項において「証明書」という。)を、使用又は作成の実績に基づき作成し、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者(次条第1項において「契約業者等」という。)に提出しなければならない。

2 (略)

3 第1項の証明書は、第21号様式又は第22号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第26条 一般乗用旅客自動車運送事業者等は、条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第23条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、第22号様式に準じて作成しなければならない。

第2節 ビラの作成の公費負担
(ビラ作成の契約締結の届出)

第27条 条例第7条の規定による届出は、当該契約を締結した後直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、第23号様式に準じて作成した文書に当該契約に関する書面の写しを添えて行わなければならない。

(ビラ作成枚数の確認申請等)

第28条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下この節において同じ。)は、条例第9条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

(請求書の提出)

第26条 契約業者等は、条例第4条又は第9条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第23条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ポスター作成業者にあつては第23条第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、第23号様式に準じて作成しなければならない。

第2節 ビラの作成の公営
(ビラ作成の契約締結の届出)

第27条 四日市市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(平成19年四日市市条例第45号。以下この節において「条例」という。)第3条の規定による届出は、当該契約を締結した後直ちに(立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、第24号様式に準じて作成した文書に当該契約に関する書面の写しを添えて行わなければならない。

(ビラ作成枚数の確認申請等)

第28条 候補者(前条の届出をした者に限る。以下この節において同じ。)は、条例第4条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は第24号様式に準じて作成し、同項の確認は第25号様式に準じて作成する確認書を用いてしなければならない。

(ビラ作成業者への確認書の提出)

第29条 候補者は、条例第9条の規定による確認を受けた場合には、直ちに、前条第2項の確認書を、条例第8条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)に提出しなければならない。

(ビラ作成業者へのビラ作成証明書の提出)

第30条 (略)

2 前項のビラ作成証明書は、第26号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第31条 ビラ作成業者は、条例第9条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項のビラ作成証明書及び第28条第2項の確認書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、第27号様式に準じて作成しなければならない。

第3節 ポスター作成の公費負担

(ポスター作成の契約締結の届出)

第32条 条例第12条の規定による届

2 前項の確認申請書は第25号様式に準じて作成し、同項の確認は第26号様式に準じて作成する確認書を用いてしなければならない。

(ビラ作成業者への確認書の提出)

第29条 候補者は、条例第4条の規定による確認を受けた場合には、直ちに、前条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)に提出しなければならない。

(ビラ作成業者へのビラ作成証明書の提出)

第30条 (略)

2 前項の証明書は、第27号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第31条 ビラ作成業者は、条例第4条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項のビラ作成証明書及び第28条第2項の確認書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、第28号様式に準じて作成しなければならない。

出は、当該契約を締結した後直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、第28号様式に準じて作成した文書に当該契約に関する書面の写しを添えて行わなければならない。

（ポスター作成枚数の確認申請等）

第33条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下この節において同じ。）は、条例第13条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。

2 前項の確認申請書は第29号様式に準じて作成し、同項の確認は第30号様式に準じて作成する確認書を用いてしなければならない。

（ポスター作成業者への確認書の提出）

第34条 候補者は、条例第13条の規定による確認を受けた場合には、直ちに、前条第2項の確認書を、条例第12条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

（ポスター作成業者へのポスター作成証明書の提出）

第35条 候補者は、ポスター作成証明書を、作成の実績に基づき作成し、ポスター作成業者に提出しなければならない

い。

2 前項のポスター作成証明書は、第3
1号様式に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第36条 ポスター作成業者は、条例第
13条の規定による請求をしようとする
場合には、請求書に前条第1項のポス
ター作成証明書及び第33条第2項の
確認書を添えて、市長に提出しなければ
ならない。

2 前項の請求書は、第32号様式に準
じて作成しなければならない。

第4節 ポスター掲示場

(掲示板の様式及び規格)

第37条 四日市市議会議員及び四日市
市長選挙におけるポスター掲示場の設
置に関する条例(昭和57年四日市市条
例第40号。以下、この節において「条
例」という。)第2条第1項のポスター
掲示場は、第33号様式に準じて作成し
た掲示板を用いるものとする。

2及び3 (略)

第38条 (略)

第39条 (略)

第40条 (略)

第3節 ポスター掲示場

(掲示板の様式及び規格)

第32条 四日市市議会議員及び四日市
市長選挙におけるポスター掲示場の設
置に関する条例(昭和57年四日市市条
例第40号。以下、この節において「条
例」という。)第2条第1項のポスター
掲示場は、第29号様式に準じて作成し
た掲示板を用いるものとする。

2及び3 (略)

第33条 (略)

第34条 (略)

第35条 (略)

第41条 (略)

第5節 選挙公報

(掲載の申請)

第42条 四日市市議会議員及び四日市市長選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和55年四日市市条例第3号。以下この節において「条例」という。)第3条第1項の規定による申請は、第34号様式に準じて作成した申請書に委員会の交付する第35号様式の原稿用紙に記載した掲載文を添えてしなければならない。

2 (略)

(掲載文の色)

第43条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならないが、第46条第1項の規定により掲載することができる写真を除き、色の濃淡があってはならない。

第44条 (略)

第45条 (略)

(写真の掲載)

第46条 (略)

2 (略)

3 第1項の写真は、第42条第1項の申請をする際に、掲載文に記載した原稿用紙の写真欄に貼り付けておかなけれ

第36条 (略)

第4節 選挙公報

(掲載の申請)

第37条 四日市市議会議員及び四日市市長選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和55年四日市市条例第3号。以下この節において「条例」という。)第3条第1項の規定による申請は、第30号様式に準じて作成した申請書に委員会の交付する第31号様式の原稿用紙に記載した掲載文を添えてしなければならない。

2 (略)

(掲載文の色)

第38条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならないが、第41条第1項の規定により掲載することができる写真を除き、色の濃淡があってはならない。

第39条 (略)

第40条 (略)

(写真の掲載)

第41条 (略)

2 (略)

3 第1項の写真は、第37条第1項の申請をする際に、掲載文に記載した原稿用紙の写真欄に貼り付けておかなけれ

ばならない。この場合においては、当該写真の裏面に、あらかじめ当該写真に係る者の氏名を記載しておかなければならない。

(掲載文の訂正)

第47条 委員会は、第42条から前条までの規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第50条第1項の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載の申請の撤回等)

第48条 候補者は、第42条第1項の申請を撤回しようとするときは、第36号様式に準じて作成した申請書を委員会に提出しなければならない。

2 候補者は、第42条第1項の申請を修正しようとするときは、原稿用紙に新たに記載し直した掲載文を添えて、第37号様式に準じて作成した申請書を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の撤回又は前項の修正の申請は、第42条第2項に規定する期間内に行わなければならない。

(掲載順序のくじ)

ばならない。この場合においては、当該写真の裏面に、あらかじめ当該写真に係る者の氏名を記載しておかなければならない。

(掲載文の訂正)

第42条 委員会は、第37条から前条までの規定に違反した掲載文の申請があった場合、又は第45条第1項の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、当該申請に係る候補者に対し、掲載文の記載の訂正を求めることができる。

2 (略)

(掲載の申請の撤回等)

第43条 候補者は、第37条第1項の申請を撤回しようとするときは、第32号様式に準じて作成した申請書を委員会に提出しなければならない。

2 候補者は、第37条第1項の申請を修正しようとするときは、原稿用紙に新たに記載し直した掲載文を添えて、第33号様式に準じて作成した申請書を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の撤回又は前項の修正の申請は、第37条第2項に規定する期間内に行わなければならない。

(掲載順序のくじ)

第49条 条例第4条第2項のくじを行う日時及び場所は、委員会があらかじめ定め、告示するものとする。

(様式及び印刷)

第50条 委員会は、候補者から提出された掲載文を写真製版により黒色で印刷して第38号様式の選挙公報に掲載しなければならない。

2及び3 (略)

第51条 (略)

(掲載文の不返還)

第52条 第42条第1項の規定により提出された掲載文は、第48条第1項及び同条第2項の場合を除くほか、いかなる場合においても返還しない。

第53条 (略)

(出納責任者の届出)

第54条 法第180条第3項の文書は、第39号様式に準じて作成しなければならない。

2 法第180条第4項の書面は、第40号様式に準じて作成しなければならない。

第55条 (略)

(報告書の閲覧)

第44条 条例第4条第2項のくじを行う日時及び場所は、委員会があらかじめ定め、告示するものとする。

(様式及び印刷)

第45条 委員会は、候補者から提出された掲載文を写真製版により黒色で印刷して第34号様式の選挙公報に掲載しなければならない。

2及び3 (略)

第46条 (略)

(掲載文の不返還)

第47条 第37条第1項の規定により提出された掲載文は、第43条第1項及び同条第2項の場合を除くほか、いかなる場合においても返還しない。

第48条 (略)

(出納責任者の届出)

第49条 法第180条第3項の文書は、第35号様式に準じて作成しなければならない。

2 法第180条第4項の書面は、第36号様式に準じて作成しなければならない。

第50条 (略)

(報告書の閲覧)

第56条 法第192条第4項の報告書の閲覧は、第41号様式に準じて作成した閲覧簿に所定の事項を記入して、委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

2から4まで (略)

第57条 (略)

第58条 (略)

(確認書の様式)

第59条 法第201条の9第3項の確認書は、第42号様式に準じて作成するものとする。

(政治活動用ビラの届出)

第60条 法第201条の9第1項第6号の規定によるビラの届出は、第43号様式に準じて作成した文書に当該ビラの見本(種類ごとに1枚)を添えて行わなければならない。

(政談演説会開催届出書の様式)

第61条 令第129条の5第2項の文書は、第44号様式に準じて作成しなければならない。

(政治活動用自動車の表示)

第62条 法第201条の11第3項の規定により、政治活動のために使用される自動車の表示を第45号様式のお

第51条 法第192条第4項の報告書の閲覧は、第37号様式に準じて作成した閲覧簿に所定の事項を記入して、委員会の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

2から4まで (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

(確認書の様式)

第54条 法第201条の9第3項の確認書は、第38号様式に準じて作成するものとする。

(政治活動用ビラの届出)

第55条 法第201条の9第1項第6号の規定によるビラの届出は、第39号様式に準じて作成した文書に当該ビラの見本(種類ごとに1枚)を添えて行わなければならない。

(政談演説会開催届出書の様式)

第56条 令第129条の5第2項の文書は、第40号様式に準じて作成しなければならない。

(政治活動用自動車の表示)

第57条 法第201条の11第3項の規定により、政治活動のために使用される自動車の表示を第41号様式のお

り定める。

2から4まで (略)

(政治活動用ポスターの証紙の交付)

第63条 法第201条の11第4項の証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体には、第46号様式に準じて作成した政治活動用ポスター証紙交付票を、法第201条の9第3項の確認書を交付する際あわせて交付する。

2及び3 (略)

(政治活動用ポスターの証紙)

第64条 法第201条の11第4項の規定により、ポスターの証紙を第47号様式のとおり定める。

(立札及び看板の類の表示)

第65条 法第201条の11第8項の規定により、政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類の表示を第48号様式のとおり定める。

2 (略)

(機関紙誌の届出)

第66条 法第201条の15第1項の規定による届出は、第49号様式に準じて作成した文書に当該機関新聞紙又は機関雑誌の最近号1部を添えてしなければならない。

り定める。

2から4まで (略)

(政治活動用ポスターの証紙の交付)

第58条 法第201条の11第4項の証紙の交付を受けようとする政党その他の政治団体には、第42号様式に準じて作成した政治活動用ポスター証紙交付票を、法第201条の9第3項の確認書を交付する際あわせて交付する。

2及び3 (略)

(政治活動用ポスターの証紙)

第59条 法第201条の11第4項の規定により、ポスターの証紙を第43号様式のとおり定める。

(立札及び看板の類の表示)

第60条 法第201条の11第8項の規定により、政談演説会の開催につきその告知のために使用する立札及び看板の類の表示を第44号様式のとおり定める。

2 (略)

(機関紙誌の届出)

第61条 法第201条の15第1項の規定による届出は、第45号様式に準じて作成した文書に当該機関新聞紙又は機関雑誌の最近号1部を添えてしなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第57条関係）

区分	種類	定める額
選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額	(1) 鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(2) 船賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
	(3) 車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
	(4) 宿泊料（食料2食分を含む。）	1夜につき12,000円
	(5) 弁当料	1食につき1,000円、1日につき3,000円
	(6) 茶菓料	1日につき500円
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額	基本日額	10,000円
	超過勤務手当	1日につき基本日額の5割
選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額	鉄道賃、船賃及び車賃	それぞれ(1)、(2)及び(3)に掲げる額
	宿泊料（食料を除く。）	1夜につき10,000円
選挙運動のために使用する事務員1人に対し支給することができる報酬の額		1日につき10,000円
専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者1人、専ら手話通訳のために使用する者1人及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額		1日につき15,000円

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（その1）（第13条関係）

〔四日市市議会議員選挙の場合の様式〕

年執行
市議ピラ 番号
四日市市選管

備考 用紙には特別の紙質、模様、透かし等を用いることができる。

第8号様式（その2）（第13条関係）

〔四日市市長選挙の場合の様式〕

年執行
市長ピラ 番号
四日市市選管

備考 用紙には特別の紙質、模様、透かし等を用いることができる。

第18号様式から第20号様式までを次のように改める。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者

印

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	

2 1に掲げる場合以外の契約の場合

項目 区分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の 借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

自動車燃料代確認申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙

候補者 _____ 印

次の自動車燃料代につき、四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日	年 月 日
2 契 約 の 相 手 方	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者の氏名	
	住 所	
3	燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号	
4	確認申請金額	円

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備 考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から四日市市に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

確認 番号	
----------	--

自動車燃料代確認書

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長 印

	年 月 日執行	選挙
候補者の氏名		
燃料の供給を受ける選挙運動 用自動車の自動車登録番号		
確 認 金 額	円	

備 考

- (1) この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、四日市市に支払を請求することはできません。

第 2 2 号様式から第 4 9 号様式までを次のように改める。

請 求 書（選挙運動用自動車の使用）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

四日市市長

住 所

氏名又は名称

印

法人のときは

代表者氏名

印

電話番号（ ） ー

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者氏名				
5 振込先	金融機関名	銀行		支店
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	ふりがな 口座名			

備 考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
年 月 日	円	64,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円	15,800円	円	
年 月 日	円	15,800円	円	
年 月 日	円	15,800円	円	
年 月 日	円	15,800円	円	
年 月 日	円	15,800円	円	
年 月 日	円	15,800円	円	
年 月 日	円	15,800円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙)

請求内訳書

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号	販売金額 (イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 × 1 = 円	/	/	
年 月 日		円 × 1 = 円			
年 月 日		円 × 1 = 円			
年 月 日		円 × 1 = 円			
年 月 日		円 × 1 = 円			
年 月 日		円 × 1 = 円			
年 月 日		円 × 1 = 円			
計		円			円

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号」欄には、契約届出書に記載された自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(別紙)

請求内訳書

1

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

ビラ作成契約届出書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙

候補者 _____ 印

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約 年月日	契約の相手方		契約内容		備考
			作成契約枚数	作成契約金額	
	氏名又は 名 称				
	法人の場合 は代表者の 氏名				
	住 所				
	氏名又は 名 称				
	法人の場合 は代表者の 氏名				
	住 所				

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙

候補者 _____ 印

次のビラ作成枚数につき、四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日	年 月 日
2 契 約 の 相 手 方	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者の氏名	
	住 所	
3	確認申請枚数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今回の作成枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）＋（B）	枚	枚
備 考		

備 考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から四日市市に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認 番号	
----------	--

ビラ作成枚数確認書

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長 印

年 月 日執行 選挙	
候補者の氏名	
確認枚数	枚

備考

- (1) この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者

印

ビラ作成業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者氏名	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
備 考		

備 考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 四日市市議会議員選挙の場合 4,000枚
四日市市長選挙の場合 16,000枚
 - 限度額 7円51銭×確認された作成枚数

請 求 書（ビラの作成）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
四日市市長

住 所
氏名又は名称 印
法人のときは
代表者氏名 印
電話番号（ ）

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者氏名				
5 振込先	金融機関名	銀行 支店		
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	ふりがな 口座名			

備 考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

(別紙)

請求内訳書 (ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	7円51銭	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

ポスター作成契約届出書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙

候補者 _____ 印

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約 年月日	契約の相手方		契約内容		備考
			作成契約枚数	作成契約金額	
	氏名又は 名称				
	法人の場合 は代表者の 氏名				
	住 所				
	氏名又は 名称				
	法人の場合 は代表者の 氏名				
	住 所				

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙

候補者 _____ 印

次のポスター作成枚数につき、四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契約年月日	年 月 日
2 契 約 の 相 手 方	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者の氏名	
	住 所	
3	確認申請枚数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の作成枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から四日市市に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認 番号	
----------	--

ポスター作成枚数確認書

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長 印

年 月 日執行 選挙	
候補者の氏名	
確認枚数	枚

備考

- (1) この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- (2) この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- (3) この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 _____ 印

ポスター作成業者	氏名又は名称	
	法人の場合は代表者氏名	
	住 所	
作成枚数		枚
作成金額		円
四日市市の区域におけるポスター掲示場数		箇所

備 考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が四日市市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、四日市市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数 四日市市の区域内におけるポスター掲示場数に相当する数

(2) 限度額 単価×確認された作成枚数＝限度額

$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525.06 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

請 求 書（ポスターの作成）

四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第13条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日
四日市市長

住 所
氏名又は名称 印
法人のときは
代表者氏名 印
電話番号（ ）

1 請求金額				円
2 内 訳	別紙請求内訳書のとおり			
3 選挙の種類	年 月 日執行			選挙
4 候補者氏名				
5 振込先	金融機関名	銀行		支店
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	ふりがな 口座名			

備 考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、四日市市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書 (ポスターの作成)

ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{310,500 \text{ 円} + 525.06 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

= 単価 (D) …… 1 円未満の端数は切上げ

2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第33号様式（第37条関係）

その1

55		4	1	<p>選挙ポスター掲示場 四日市市選挙管理委員会</p> <p>注 意</p> <p>一 ポスターは、指定された区画にはつて下さい。</p> <p>二 この掲示場は、候補者以外の方は使用できません。</p> <p>三 掲示場をこわしたりポスターをやぶつたりすると罰せられます。</p>
56		5	2	
57		6	3	

備考

- 1 候補者1人がポスターを掲示できる区画は、縦・横それぞれ42センチメートル以上とする。
- 2 区画を区分する線の太さは、おおむね1.5センチメートルとする。

その2

5	3	1	<p>選挙ポスター掲示場 四日市市選挙管理委員会</p> <p>注 意</p> <p>一 ポスターは、指定された区画にはつて下さい。</p> <p>二 この掲示場は、候補者以外の方は使用できません。</p> <p>三 掲示場をこわしたりポスターをやぶつたりすると罰せられます。</p>
6	4	2	

- 備考 候補者1人がポスターを掲示できる区画は、区画線の内側において縦・横それぞれ42センチメートルとする。

第34号様式（第42条関係）

選挙公報掲載申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

印

年 月 日執行の 選挙において、四日市市議会議員及び
四日市市長選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項の規定によって選挙公報
の掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

掲 載 文	別紙のとおり
選挙公報担当責任者の氏名、 連絡場所及び電話番号	

(その2)

[四日市市長選挙の場合]

四日市市長選挙
選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	
連絡先	

3.5cm
|←→|

17.5cm ←→	写真	4.0cm ↑↓		
			氏名欄	14.5cm ↑↓

受付日時	受付番号	係印	掲載順位
※月 日 時 分	※	※	※

四日市市
選挙管理委員会

(※印の欄は記入しないでください。)

第36号様式（第48条関係）

選挙公報掲載撤回申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

候補者氏名 印

年 月 日に提出した 年 月 日執行の 選挙
における選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、申請します。

第37号様式（第48条関係）

選挙公報掲載修正申請書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

印

年 月 日に提出した 年 月 日執行の 選挙
における選挙公報の掲載の申請を修正したいので、下記のとおり申請します。

記

掲 載 文	別紙のとおり
選挙公報担当責任者の氏名、 連絡場所及び電話番号	

第 38 号様式 (第 50 条関係)

四日市市議会議員選挙の場合の様式 (その 1)

1 頁			4 頁		
年 月 日執行 四日市市議会議員選挙公報 四日市市選挙管理委員会			年 月 日執行 四日市市議会議員選挙公報 四日市市選挙管理委員会		
3	2	1	12	11	10
15	14	13	24	23	22
27	26	25	36	35	34
39	38	37	48	47	46
51	50	49	60	59	58
3 頁			2 頁		
年 月 日執行 四日市市議会議員選挙公報 四日市市選挙管理委員会			年 月 日執行 四日市市議会議員選挙公報 四日市市選挙管理委員会		
9	8	7	6	5	4
21	20	19	18	17	16
33	32	31	30	29	28
45	44	43	42	41	40
57	56	55	54	53	52

備考 これは、選挙公報掲載申請者の数が 24 を超える場合の様式である。
用紙の両面に印刷するものとする。

四日市市議会議員選挙の場合の様式（その2）

年 月 日執行	
四日市市議会議員 選挙公報	
四日市市選挙管理委員会	
2	1
4	3
6	5

備考 これは、選挙公報掲載申請者の数が24を超えない場合の様式である。

掲載申請者の数が6の倍数を超えるごとに次の頁にわたるものとし、掲載が2頁以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷するものとする。

掲載申請者の数が6を超えない場合は、掲載申請者の数により用紙の大きさ印刷の体裁を変更することもある。

四日市市長選挙の場合の様式

年 月 日執行	
四日市市長選挙公報	
四日市市選挙管理委員会	
2	1
4	3
6	5

備考 選挙公報掲載申請者の数が6の倍数を超えるごとに次の頁にわたるものとし、掲載が2頁以上にわたる場合は、用紙の両面に印刷するものとする。

掲載申請者の数が6を超えない場合は、掲載申請者の数により用紙の大きさ印刷の体裁を変更することもある。

第39号様式（第54条関係）

出納責任者選任（異動）

届出書

出納責任者職務代行者

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

出納責任者を選任したもの

印

公職選挙法第 条の規定により届け出ます。

出 納 責 任 者	氏 名	
	住 所	
	職 業	
	生 年 月 日	
	選 任 年 月 日	
公職の候補者の氏名		
備 考		

備考

- 1 「第 条」の欄には、選任は「180」、異動は「182」、職務代行は「183」と記入すること。
- 2 公職の候補者が自ら出納責任者となったときも各欄に記入すること。

第40号様式（その1）（第54条関係）

出納責任者選任（異動）承諾書

年 月 日

候補者 氏名

印

次の者が出納責任者選任（異動）届出書記載のとおり出納責任者を選任（異動）することを承諾します。

推薦届出者（代表者） 氏 名	
-------------------	--

推薦届出者代表者証明書

氏 名

上記の者は、
選挙候補者
の推薦届出者の代表であることを証明
します。

年 月 日

推薦届出者 氏 名	印
推薦届出者 氏 名	印
推薦届出者 氏 名	印

（全員の名前を書くこと）

閱 覧 簿

閱覧年月日		年 月 日
閱 覧 者	住 所	
	氏 名	
閱 覧 の 範 囲	選 挙 名	年執行 市長選挙 市議会議員選挙
	候補者名	

政治団体確認書

選挙の種類	年 月 日執行四日市市長選挙
政党その他の政治団体名	
事務所所在地	
代表者氏名	
所属候補者数（支援候補者数）	

上記の団体は、公職選挙法第201条の9第1項ただし書の規定の適用を受ける政治団体であることを確認する。

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長 印

政治活動用ビラ届出書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

印

公職選挙法第201条の9第1項第6号の規定により、別添のとおり 種類のビラを届け出
ます。

（参考）届け出るビラに表示する記号

第1種類	
第2種類	

政談演説会開催届出書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

印

年 月 日執行四日市市長選挙の政談演説会を次のとおり開催したいから届け出ます。

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

政談演説会開催届出書交付番号第 号

四日市市選挙管理委員会 印

第 号

年執行四日市市長選挙

政治活動用自動車

年 月 日発行

四日市市長選挙管理委員会 印

備考 地色は白色とし、文字は黒色とする。

政治活動用ポスター証紙交付票

選挙の種類	年 月 日執行四日市市長選挙	
政党その他の政治団体名		
代表者氏名		
証紙取扱い責任者		
交付年月日	交付枚数	※選管取扱者印
	合計 1, 0 0 0 枚	
年 月 日発行 四日市市選挙管理委員会 印		

第47号様式（第64条関係）

年執行 市長政治活動 番号 四日市市選管

備考 用紙には特別の紙質、模様、透かし等を用いることができる。

第48号様式（第65条関係）

No. _____
年執行四日市市長選挙
政談演説会告知用 立札・看板
政党その他の政治団体の名称 政談演説会の開催日時 政談演説会の会場
四日市市選挙管理委員会 印

備考 地色は白色とし、文字は黒色とする。

第49号様式（第66条関係）

政党その他の政治団体の機関紙（誌）届出書

年 月 日

四日市市選挙管理委員会委員長

政治団体名

事務所所在地

代表者氏名

印

次の機関紙（誌）において四日市市長選挙に関する報道及び論評を掲載しますので、公職選挙法第201条の15第1項の規定により届け出ます。

区 分	新聞紙	雑 誌
機関紙誌の名称		
編集人の氏名		
発行人の氏名		
創刊年月日		
発行方法		
引き続いて発行されている期間		

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市公職選挙執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される四日市市議会議員及び四日市市長の選挙から適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された四日市市議会議員及び四日市市長の選挙については、なお従前の例による。

(選挙管理委員会事務局)